

富谷市提案型ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

富谷市では、公共施設等において、民間事業者等の支援のもと、新たな財源を確保し、施設の持続的な運営と維持管理を行うとともに、市民サービス向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、民間事業者から、ネーミングライツ事業を行う施設等に係る提案を募集します。

2 対象施設

スポーツ施設、文化施設、公園など不特定多数の市民が利用する施設を対象とします。

ただし、市庁舎、小学校、中学校、幼稚園、保育所のほか、施設の性格上、ネーミングライツの導入が適当でないと市が判断するものは対象外とします。詳しくは、事前相談の際に確認願います。

3 ネーミングライツの期間（契約期間）

原則として、3年以上の期間で提案してください。開始時期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議させていただきます。

4 ネーミングライツ料（命名権料）

消費税額及び地方消費税額を除いた年額で提案してください。

5 ネーミングライツ料の用途

原則として、当該対象施設等のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

6 ネーミングライツ料以外の費用負担の考え方

今回の提案に基づいて発生する表示変更等の費用負担は、次のとおりです。

ネーミングライツパートナーの費用負担は、ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区 分	ネーミングライツパートナー	市
敷地内外の看板の表示変更※1 ※2	○	
印刷物、ホームページの表示変更※3		○
契約期間終了後の原状回復	○	

※1 看板の施工範囲、実施時期及び内容は、協議のうえ決定します。

※2 市有地以外の国、県等が設置している表示の変更については、ネーミングライツパートナーの希望に応じて、市としてできる範囲での協力を行います。(表示の変更を確約するものではありません。)

表示看板等は、宮城県の屋外広告物条例等の基準に従い設置していただくこととなりますので、表示できる内容に一定の制約があります。

※3 市ホームページの表示変更などは市が行いますが、パンフレット等の印刷物については、愛称の使用開始後に作成するものを対象とします。

7 応募資格

ネーミングライツパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない民間事業者等が応募できるものとします。

- (1) 富谷市有料広告掲載に関する基準第4条各号に掲げる業種又は事業者
- (2) 応募書類提出時点で、国税や都道府県税、市町村税を滞納しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認めるもの

8 愛称の留意点

- (1) ネーミングライツパートナーが付けることができる愛称は、施設の利用形態が想起できるので、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。

なお、愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例等で定めている施設名称を変更するものではありません。

- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- オ 社会問題についての主義主張があるもの
- カ その他、愛称として使用することが不適切であると市長が認めるもの

9 パートナーメリット等

- (1) 市の広報紙やホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。
なお、愛称が定着するまでの間、愛称とともに市が定めている施設名称を併記する場合があります。
- (2) ネーミングライツパートナーのホームページ等で、ネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- (3) ネーミングライツパートナーは、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

10 応募方法

(1) 事前相談

提案型ネーミングライツの取得を希望する際は、対象の施設であるか否か、その他の条件があるかなどの確認も必要となりますので、応募前に必ず事前相談所（様式1）を富谷市企画政策課へ提出し、相談を行ってください。

(2) 募集期間

随時募集しています。

(3) 提案書の提出

上記(1)の相談を行ったうえで、富谷市企画政策課あてに、(5)に掲げる提出書類を持参又は郵便書留により送付してください。（窓口開設時間：平日9時～17時）

(4) 提出部数

原本、写し各1部

(5) 提出書類

番号	書類名	備考
1	ネーミングライツパートナー提案書	様式2
2	法人等の概要が分かる資料	パンフレット等
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	原本
4	決算報告書	直近の3か年分
5	納税証明書	市税、県税、国税

(6) 申込（提出先）

〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

富谷市企画部企画政策課

(7) 提案書受付の告知

提案書類受付後、市のホームページで応募施設について約1か月間告知します。

告知期間中に同一施設に複数の応募があった場合には、当該応募も併せて選考します。

(8) 留意事項

ア 応募書類の作成に要する経費は、応募者負担とします。

イ 必要に応じて、応募書類以外の書類の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類は返却いたしません。

エ 提出書類は、富谷市情報公開条例に基づき開示することがあります。

11 契約の締結

市は、提出のあった提案書の審査を行い、契約締結候補者を決定します。その後、契約締結候補者と契約締結に向けた協議を行い、合意が成立した場合には、速やかに契約を締結するとともに、愛称名、ネーミングライツパートナー名、契約金額等の公表を行います。審査の結果、採用されなかった提案については、公表しません。

12 ネーミングライツパートナーの候補者資格・決定の取消、契約の解除

ネーミングライツパートナーの候補者資格を得た後、若しくはネーミングライツパートナーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなった時、又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる時は、市はネーミングライツパートナーの決定の取消し及び契約の解除をできることとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又は現行ネーミングライツパートナーの負担とします。

13 お問い合わせ先

富谷市企画部企画政策課

電話：022-358-0517

FAX：022-358-2365

電子メール：kikakuseisaku@tomiya-city.miyagi.jp

(様式1)

年 月 日

富谷市提案型ネーミングライツパートナー事前相談書

富谷市長 あて

所在地

名称

代表者名

富谷市提案型ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、下記のとおり事前相談を申し込みます。

記

施設名		
対象施設の選定理由、 応募の趣旨		
相談内容		
連絡先	担当者氏名	
	所属部署	
	電話・FAX	
	E-mail	

※対象施設の可否について、施設所管課と協議後に担当者へ回答いたします。

その後に提案書等の必要書類の提出をお願いいたします。

(様式2)

年 月 日

富谷市提案型ネーミングライツパートナー提案書

富谷市長 あて

所在地

名称

代表者名

富谷市提案型ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

施設名										
愛称(案)										
愛称の命名理由										
略称 (ない場合は記載不要)										
提案の動機										
命名権料 (年額・税別)										円
導入期間	年 月 日 から				年 月 日まで					

(添付書類)

- 1 法人等の概要が分かる資料 (パンフレット等)
- 2 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (原本)
- 3 決算報告書 (直近の3か年分)
- 4 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村民税の滞納がないことの証明書

※個人事業者の場合は、2から4については準ずるもの

※本市の入札参加登録を受けている場合は、2から4までの書類に代わり、本市の最新の入札参加資格受理票 (承認書) の写し